

2026年7月29日

鹿児島労働局
局長 永野 和則 殿



自動車総連鹿児島地方協議会
販売部門連絡会
議長 崎山 広樹

申 出 書

最低賃金法 第15条第1項の規定により、鹿児島県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
鹿児島県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 2,769 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。
尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達している事。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	1,592 人
鹿児島県における自動車小売業を営む使用者に使用される労働者数	2,769 人

= 57.5 % > 概ね3分の1の労働者数

労働協約上の賃金の最も低い額	180,000 円／月	1,120 円／時間
----------------	-------------	------------

現在使用されている法定最低賃金額	1,048 円／時間
------------------	------------

5. 添付書類
 - ①申出合意書及び委任状
 - ②労働協約の写し
 - ③鹿児島県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数、及びこの内当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

以 上

鹿児島県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 鹿児島県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数

(2026年 4月 現在)

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車小売業 (新車)	238 事業所	2,769 人

2. 1 の内、最低賃金に関する労使協定、申し合わせ等の適用を受ける労働者数の内訳

	事業所名称	労働組合名称	適用労働者数
1			20 265 人
2			23 398 人
3			16 330 人
4			15 255 人
5			9 98 人
6			14 246 人
7			人
8			人
9			人
10			人
合計	6 事業所	6 組合	97 1,592 人